

都留市特定不妊治療費助成事業が始まります！

4月から市では、医療保険が適用されず、高額となる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられたご夫婦に対し、費用の一部を助成します。

対象者（次のいずれにも該当する方が対象です）

- 4月1日以降に治療を開始された方
- 法律上の婚姻をしている夫婦であること
- 夫婦のどちらかが1年以上前から都留市に住所を有していること
- 夫婦の前年の所得合計額が730万円未満であること
- 市税などを滞納していないこと



対象となる治療

県（※1）が行う特定不妊治療の助成の決定を受けた治療
ただし、その治療が他の市町村の助成を受けていないことが条件です。

助成額及び回数

1回の治療につき県助成の額を差し引いた額で、10万円を限度に、1年度2回まで助成します。

申請方法

県助成の決定を受けた日から1カ月以内か当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を揃えて申請してください。

○都留市特定不妊治療費助成金交付申請書

※市ホームページでダウンロードするか、健康推進課 保健・予防担当までお問い合わせください。

○山梨県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書（写）

○特定不妊治療費助成事業受診等証明書（写）及び治療費の領収書（写）

※県助成に提出する前に写しを取っておいてください。

○同意書

山梨県特定不妊治療助成事業（※1）

対象者

- 夫婦のどちらかが富士・東部地区に住所を有する方
- 特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがないなどと診断された方

対象となる治療

県が指定した医療機関（24機関）で受けた治療（体外受精か顕微授精）

助成額

1回の治療につき10万円を限度に、1年度2回まで助成（通算5年間）

その他

申請書類などはホームページをご覧ください。いただくか、お問い合わせください。

問合・申請先

県健康支援課 ☎0555(24)9034

問合先 いきいきプラザ都留内

健康推進課 保健・予防担当

☎(46)5113

**妊婦健康診査助成を
7回から14回に拡大します**

妊婦健康診査は、お母さんと子どもの健康を確保するために重要な健診です。市では、妊娠期間中の妊婦健康診査助成を4月より7回から14回に拡大します。安全な出産のために、ご利用ください。なお、受診している医療機関が県外の場合はご相談ください。

対象 4月1日以降出産予定の妊婦

助成額 1回の妊婦健康診査料として6,000円

※助成額を超えた分については自己負担となります。

受診票

4月以降の出産予定で、

○3月までに妊娠届出された方

追加分の受診票を送付します。

○4月以降に妊娠届出される方

母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」14回分を渡します。

※市から転出した場合には使用できません。転入先の市町村で受診票の交換の手続きをしてください。

問合先

いきいきプラザ都留内

健康推進課保健・予防担当

☎(46)5113



**4月分から支給します
父子手当が新設されました！**

支給対象者

配偶者の死亡、離婚などにより、児童を養育している父親など

対象児童 18歳までの児童

所得制限 児童を

養育する父親、同居の親族（祖父母

など）など、生計

を同じくしている

方の前年の所得が

下表の額以下である

こと。

※父親もしくは同居

居の親族、全て

を個別に判定し

決定します。

支給額

一世帯 月額10,000円

※養育している児童数にかかわらず同額

です。7月、11月、3月に支給月分を

含む前4カ月分を一括支給します。

申請方法

申請用紙に必要事項を記入し、戸籍

謄本または抄本（本市に本籍がある方

は、いきいきプラザ都留内で申請でき

ます）、預金通帳、印鑑を持って、申し

込みください。

※申請用紙は、市ホームページまたは

福祉課 子育て支援担当にあります。

申込・問合先

いきいきプラザ都留内 福祉課

子育て支援担当 ☎(46)5112